

経済産業省

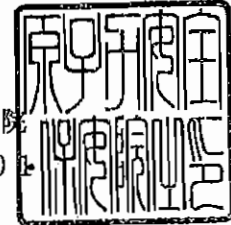
平成 22・04・05 原院第 1 号

平成 22 年 4 月 12 日

冷媒漏出事故に関する注意喚起について（要請）

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-251b-10-01



平成 21 年 3 月 9 日、福岡県の冷凍設備において、死者 1 名、重傷者 1 名、軽傷者 7 名の冷媒漏出事故が発生しました。

事故原因は、冷媒系統の部品交換作業及び制御ソフトの点検作業を同時に行ったため、冷媒を閉止していた電動弁が開放され、漏出したアンモニア冷媒により、冷媒系統の部品交換作業中の作業員等が被災したものです。

かねてより、冷媒設備の修理又は清掃（以下「修理等」という。）には、冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）第 9 条第 3 号により保安上支障のない状態で行うこととされているところです。

このため、原子力安全・保安院は、安全の確保の観点から、冷凍のための高圧ガス製造事業者及び冷凍設備に用いる機器製造業者に対し、冷凍設備の修理等を行う場合に下記事項を遵守するよう対応を求めます。

記

1. 冷媒設備を開放して修理等を行うときは、当該冷媒設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。
2. 特に、毒性ガス及び可燃性ガスの開放工事では、誤開放及び誤放出などを防止するための措置（仕切板の挿入・作業ラインの孤立化などラインの縁切り、自動バルブの制御電源の遮断、駆動源の閉止、閉止弁の施錠など）を徹底し、実施状況を確認すること。
3. 危険性の高い開放工事を実施する際は、危険の及ぶ範囲内の並行作業を禁止し、関係者全員に、作業の危険性について情報を共有するとともに、常に報告、連絡及び相談ができるようお互いの意思疎通を図ること。